

立川市校長契約事務専決規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 飯 田 芳 男

理由

立川市契約事務規則（昭和 40 年 3 月 19 日規則第 15 号）の改正による。

立川市校長契約事務専決規程の一部を改正する規程

立川市校長契約事務専決規程（平成元年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(専決)</p> <p>第2条 校長が専決できる契約事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1件の予定価格が<u>200,000円</u>以下の消耗品及び原材料の購入契約並びに印刷の請負契約に関すること。</p> <p>(2) 1件の予定価格が<u>200,000円</u>以下の備品の購入契約に関すること。</p> <p>(3) 1件の予定価格が<u>1,000,000円</u>以下の修繕の請負契約に関すること。</p> <p>(4) 1件の予定価格が<u>1,000,000円</u>以下の役務の提供契約に関すること。</p> <p>(5) 1件の予定価格が<u>1,000,000円</u>以下の委託契約に関すること。</p> <p>(6)～(8) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第3条 校長が専決により契約事務を行うときは、見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、<u>前条第1項第1号</u>に掲げる契約にあつては1件の予定価格が100,000円以下のもの、<u>同項第3号</u>及び<u>第5号</u>に掲げる契約にあつては1件の予定価格が<u>200,000円</u>以下のもの、<u>同項第4号</u>に掲げる契約にあつては1件の予定価格が<u>1,000,000円</u>以下のものは1人以上から見積書を徴するこ</p>	<p>(専決)</p> <p>第2条 校長が専決できる契約事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1件の予定価格が<u>100,000円</u>以下の消耗品及び原材料の購入契約並びに印刷の請負契約に関すること。</p> <p>(2) 1件の予定価格が<u>100,000円</u>以下の備品の購入契約に関すること。</p> <p>(3) 1件の予定価格が<u>500,000円</u>以下の修繕の請負契約に関すること。</p> <p>(4) 1件の予定価格が<u>500,000円</u>以下の役務の提供契約に関すること。</p> <p>(5) 1件の予定価格が<u>500,000円</u>以下の委託契約に関すること。</p> <p>(6)～(8) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第3条 校長が専決により契約事務を行うときは、見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、<u>前条第1項第1号</u>、<u>第3号</u>及び<u>第5号</u>に<u>規定する</u>契約にあつては1件の予定価格が<u>100,000円</u>以下のもの、<u>同項第4号</u>にあつては1件の予定価格が<u>500,000円</u>以下のものは1人以上から見積書を徴することができる。</p>

とができる。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。